

田原本町町営住宅申込みに必要な書類一覧

◆必ず必要となる書類

NO	提出書類	注意事項
1-1	町営住宅入居申込書（様式第1号）	必要事項を記入してください。
1-2	誓約書（様式第1-2号）	入居申請にかかる誓約書
1-3	申立書（別記様式第1号）	暴力団関係者等ではないことの申立書
1-4	住民票謄本	・入居する親族全員の本籍など全部記載のもの（省略していないもの） ・外国人の方についても住民票必要
1-5	所得証明書 （18歳以上の方全員分） ※6～12月はその年の、1～5月は前年の1月1日に住民登録していた市町村で発行されます。	※6月～12月の間に申込む場合は、前年分の所得証明書
		※1月～5月の間に申込む場合は、前々年分の所得証明書のほかに、前年分の源泉徴収票、確定申告書の写し、年金通知のはがき等が必要
1-6	納税証明書 （税金納付者全員分）	全ての税目（税目指定・年度指定等の記載がされていないもの）
1-7	住宅困窮事情の証明書類	【例】 ●他の世帯と同居している⇒同居している世帯全員の住民票 ●立退き要求を受けている⇒家主からの明渡請求書（自己の責めによるものを除く） ※その他、事情に応じた証明書類が必要となりますので、まちづくり建設課までご確認ください。

◆事情に応じて必要となる書類

NO	提出書類	注意事項
2-1	前年の1月から現在までに就職又は転職した方がいる場合	給与証明書（別記様式第2号） ※1ヶ月以上の満額支給の実績が必要です。
2-2	前年の1月から現在までに退職し、再就職していない方がいる場合	次のいずれかの書類が必要となります。 ①退職証明書（別記様式第3号） ②離職票の写し又は雇用保険受給者資格者証の写し ③その他、退職したことを証明する書類
2-3	近日中に退職予定の方がいる場合	退職予定証明書（別記様式第4号） ※退職後に退職証明書を提出していただきます。
2-4	勤務先が田原本町内であることの証明	勤務先証明書（別記様式第5号）
2-5	単身者や片親世帯等夫婦単位以外で申請する場合	戸籍謄本（全部事項証明書） ※離婚調停中に申込む場合は、裁判所の発行する事件係属証明書が必要となります。 ※DV被害で申込む場合は、婦人相談所の発行するDV被害者証明書が必要となります。
2-6	障害者の方がいる場合	障害者手帳の写し又は療育手帳の写し
2-7	生活保護世帯の場合	生活保護受給証明書

田原本町町営住宅申込及び入居の要点

1. 申込書（本人）は、原則として世帯主とします。
2. ①受付は直接、田原本町まちづくり建設課窓口にて行います。
②入居資格の喪失
次のような場合は失格となります。
 - ・ 申込内容が虚偽である場合
 - ・ 入居の通知を受け、決められた日までに入居の手続きを行わなかった時
 - ・ 申込みした家族が同時に入居できないとき、又は入居時に増えているとき（出生を除く）
 - ・ 同一世帯又は同一人で2通以上の申込みをした時
 - ・ 申込みをした後に住所変更をし、これを町に連絡しなかった時
 - ・ その他、申込みに必要な事項に不備がある場合
3. 敷金は、家賃の3ヶ月相当額を入居手続きの時に納入していただきます。
4. 家賃の納期限は、毎月末日です。（家賃を3ヶ月以上滞納された時は、住宅の明渡しを請求いたします。）
家賃は、口座振替により納入していただきます。
5. 家賃は、毎年入居者からの収入申告書に基づき、その収入等に応じて見直され決定します。
6. 提出された書類は、一切返却致しません。